

衆議院農林水産委員会ニュース

【第 213 回国会】令和 6 年 4 月 2 日（火）、第 5 回の委員会が開かれました。

1 食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律案（内閣提出第 26 号）

- ・参考人から意見を聴取することに協議決定しました。
- ・坂本農林水産大臣、工藤内閣府副大臣、武村農林水産副大臣、舞立農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行いました。
(質疑者) 金子恵美君（立憲）、緑川貴士君（立憲）、山田勝彦君（立憲）、渡辺創君（立憲）、掘井健智君（維教）、池畑浩太郎君（維教）、田村貴昭君（共産）、長友慎治君（国民）、北神圭朗君（有志）

(質疑者及び主な質疑事項)

金子恵美君（立憲）

- (1) 食料・農業・農村基本法（以下「基本法」という。）の改正の理由関係
 - ア 本法律案の性格について農政の方向性を転換するものか補充的な改正かの確認
 - イ 元農林水産事務次官が基本法を見直す必要はないと述べていることに対する農林水産大臣の意見
 - ウ これまでの農政の失敗を認める必要性
 - エ 食料自給率の低下、基幹的農業従事者及び農地面積の減少の原因についての検証の必要性
- (2) 食料安全保障の定義関係
 - ア 新第 19 条は食品アクセスの確保を民間に委ねる条文となっていないかの確認
 - イ 食品アクセスの予算額
- (3) 輸出の促進関係
 - ア 基本理念では食料供給能力の維持を目的とし基本的施策では収益性の向上を目的とすることの整合性
 - イ アルコール飲料や調味料の輸出を促進しても不測時の食料安全保障につながらないおそれに対する見解
- (4) 食料自給率関係
 - ア 複数ある目標のうちの一つへ格下げしたのかの確認
 - イ 食料自給率目標を達成できていない要因分析を会計検査院から求められていることを踏まえた検証の必要性

緑川貴士君（立憲）

- (1) 新第 23 条の合理的な費用の考慮・価格の形成関係
 - ア 具体的な仕組み作りの法案関係
 - a 基本法関連の法案として同時に提出する必要性
 - b 基本法の関連法案が全て出揃ってから提出する必要性
 - イ 合理的な価格関係
 - a 再生産困難な価格が合理的な価格とされることの有無
 - b 品目別のコストデータの必要性及び価格形成の作業部会にドラッグストアを参加させる必要性
 - c 仕組みに参加するスーパーが競争上不利となることで仕組みの維持が困難になる懸念
 - d 需給を反映して価格を決める卸売市場の在り方との関係
 - e 資材価格の高騰を価格に反映させるために農協等が市場において価格交渉する必要性
 - f 多様な農業人材の確保のため農作業受託料金を引き上げる必要性
- (2) 地域の実情を踏まえた食品アクセス問題への対応及び移動販売業の支援の必要性

山田勝彦君（立憲）

（１） 種子関係

- ア 基本法の改正に寄せられたパブリックコメントの半数以上を占めた種子関係に本法律案で触れられずに民意を無視する理由
- イ 種子の自給の食料安全保障上の重要性についての認識
- ウ 種子の自給について本法律案で明記する必要性
- エ 種子法廃止により民間企業の参入を促進した効果及び不具合
- オ 産地の不正表示等の問題が発覚した品種「みつひかり」を農林水産省が優良品種として推奨しているか否かの確認
- カ 食料安全保障強化のために種子法を復活する必要性

（２） 有機農業の推進関係

- ア 本法律案に書き込む必要性
- イ 環境保全型農業直接支払交付金の予算をEU並みに拡大する必要性

（３） 小規模・家族経営へ支援を届けるための具体的な方策

渡辺創君（立憲）

（１） 農政に対する基本認識関係

- ア 現行基本法下の農政の総括及び新自由主義的農政からの転換の必要性
- イ 食料自給率低迷、農地及び農業従事者の減少に対するこれまでの施策の効果についての認識
- ウ 過度の輸入依存状態にあるか否かの認識及びその原因

（２） 予算の在り方関係

- ア 農林水産省予算の規模や当初予算と補正予算の関係性についての見解
- イ 必要な金額を当初予算において確保する必要性

（３） 輸出の促進関係

- ア 食料安全保障の確保につながるという論理の流れの説明
- イ 改正基本法の４本柱と並ぶものと位置付ける必要性

（４） 農地を守る観点における多様な農業者の位置付け

掘井健智君（維教）

（１） 現行基本法の下での農地の集積率及び農業法人数の変化に対する認識

（２） 新第26条の望ましい農業構造の確立関係

- ア 望ましい農業構造の中に兼業農家も位置付けることは政策方針の転換かについての見解
- イ 農林水産大臣が考える農業構造
- ウ 専業農家と兼業農家を同様に位置付けることの弊害
 - a 産業として成り立つ農業と兼業農家を区別する必要性
 - b 生産調整や先端技術導入が進まなくなる懸念
 - c 集積や集約等が進まなくなる懸念
 - d 兼業農家は多面的機能を担い専業農家は食料供給を担うものと政策を分ける必要性

（３） 日本型直接支払の予算を充実させる必要性

（４） 新第51条の団体の相互連携及び再編整備関係

- ア 団体も基本法の理念に即して活動すべきというメッセージ性が後退した懸念
- イ 農協改革が後退し昔の政策に戻る懸念

(5) 新第2条の食料安全保障の確保関係

- ア ウクライナとロシアの戦争が我が国に与えた影響
- イ 国内生産の増大を目指す穀物の種類及び増大に向けた目標と計画
- ウ 米の備蓄の水準、根拠、運用方法及び基本法の改正に伴う変更
- エ 食料の安定的な供給を確保する観点からの輸入についての考え方
- オ これまでの輸出に関する取組による食料供給能力の維持への効果及び輸出に期待する役割
- カ 米の生産性向上に向けた集積・集約の必要性
- キ 米、小麦、大豆について確保すべき量を定めた計画の有無

池畑浩太郎君（維教）

- (1) 望ましい農業構造の確立に多様な農業者が追加されることによりプロの農家の育成がおろそかになる懸念
- (2) 基本法定後の状況変化にもかかわらず人材の育成及び確保の規定を改正しない理由
- (3) 先端的な技術等を活用した生産性の向上の規定を新設する狙い及びモデルケース
- (4) 品種改良を進める上で消費者への情報発信を丁寧に行う必要性

田村貴昭君（共産）

- (1) 事後処理型の機能性表示食品制度を廃止する必要性
- (2) 基本法改正関係
 - ア 食料自給率関係
 - a 新第2条第2項の「国内の農業生産の増大を図ることを基本」が食料自給率の向上を意味するのかの確認
 - b 現状からの引上げ及びその水準
 - c 向上しなくても輸入で補えばよいと考えているのかの確認
 - d 1998年の食料・農業・農村基本問題調査会答申における食料自給率は「分かりやすい指標」という認識に変更がないことの確認
 - e 会計検査院からの食料自給率等の目標未達に関する検証の重要性についての指摘を受けた農林水産省の対応
 - f これまでの政策の検証の不十分性
 - イ 新第2条の食料安全保障の確保関係
 - a 本法律案の食料安全保障の定義はFAOの定義の4要素を盛り込んでいることの確認
 - b 国民一人一人が良質な食料を入手できる状態は権利としての食品アクセスを保障したものかの確認
 - c 食品アクセスは権利なのか責務なのかの確認
 - d 深刻な栄養不足人口等のデータについてFAOではなく我が国が調査を行う予定の有無

長友慎治君（国民）

- (1) 農政を転換する理由及び転換の方向性
- (2) 現在輸入に依存している農産物を用いる加工業者が国産農産物を使用するための環境整備の必要性
- (3) 農林水産分野に関する物流2024年問題についての取組及び他省庁との連携強化
- (4) 農村関係人口の創出及び二地域居住の環境整備
- (5) 農村地域に人がいなくなっていく中での多面的機能支払の維持
- (6) 地産地消を推進するための施策

- (7) 第4次食育推進基本計画における目標の到達状況を踏まえた文部科学省及び農林水産省の食育の取組

北神圭朗君（有志）

- (1) 不測時における食料関係
- ア 不測時においても良質な食料を確保しなければならないとするものの妥当性
 - イ 非常事態における食料は平時と同じ品質でなくてもよいという発想の必要性
- (2) 穀物のうち平時に輸出して不測時に国内に仕向けることができるのは米しかないことの確認及び米の輸出に向けた広報の必要性
- (3) 諸外国の備蓄水準を踏まえた現在の備蓄水準の妥当性